

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年11月28日)

〔件名〕

- 1 鳥取県中部地震に係る対応状況等について
(環境立県推進課) . . . 1
- 3 鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について
(緑豊かな自然課) . . . 3

生活環境部

鳥取県中部地震に係る対応状況等について

平成28年11月28日
環境立県推進課

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする最大震度6弱の地震による生活環境部所管施設の被害状況及び生活支援の状況等について、以下のとおり報告する。

1 生活環境部所管施設の被害状況等

(1) 上下水道施設

①下水道施設等

- ・マンホール、汚水管渠、下水管理センター・各処理区等の県及び中部4市町所管の施設に約5億円の被害があった。
- ・マンホール、処理場等の中4市町所管の農業集落排水施設に約4千万円の被害があった。

②水道施設等

- ・配水塔・配水施設、受水施設、配水管等の中4市町所管の施設に約3億円の被害があった。

→ 県民生活の早期安定を図るため、市町と連携し、迅速な災害復旧を行うこととしている。
(国への緊急要望の結果、災害査定が通常よりも前倒し実施されることになった。)



<下水道施設に起因する道路陥没>



<配水塔の支持壁が破損 倒壊のお恐れ>

(2) 都市公園（燕趙園）

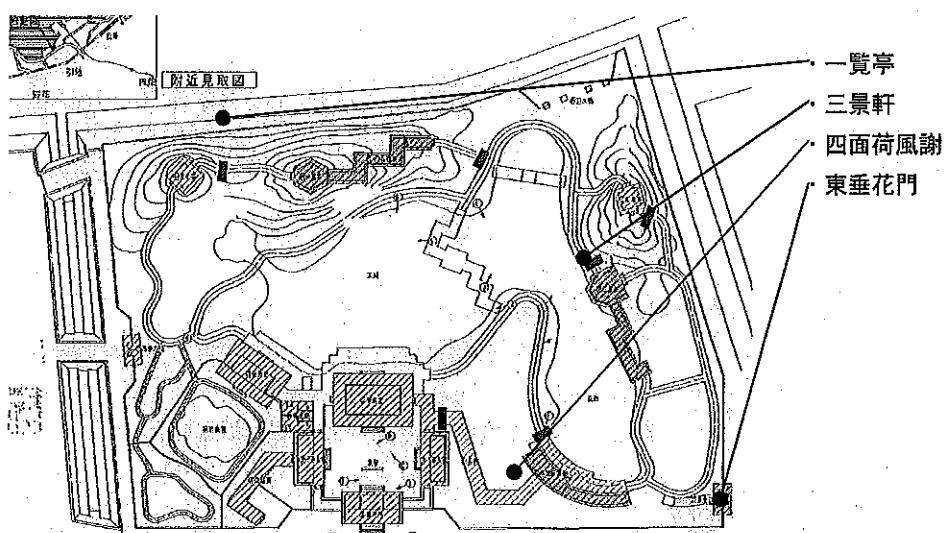
・營繕課による建物劣化状況調査の結果、木柱の腐朽とひび割れが多数確認され、特に危険性の高い箇所については立入禁止措置を実施済。(当面通常どおり営業は継続している。)

→ 応急復旧工事(約5百万円)と並行して、恒久的な修繕工法を検討中。

→ 12月に来県予定の河北省石家庄市建築設計院技師の方々にも被害状況等を説明し、助言を得る。

赤=危険な棟(4棟)

黄=立入禁止区域



(3) 県営住宅

- ・中部管内の県営住宅を中心に、屋根瓦の落下、壁のひび割れ等の被害があった。
(全県で21団地／105団地、約26百万円)
- 住民生活に影響のある修繕を応急的に実施しており、被災により居住できなくなっている戸はない。(屋根修繕等の大きな工事は順次実施中。)

2 生活支援の状況等

(1) 応急危険度判定の実施状況

- ・地震発生直後から10月29日(土)までの間、他県及び県内民間判定士の協力を得て、約7,200件の判定を実施した。(うち「危険」約290件、「要注意」約1,200件)

(2) 「被災建物修繕等総合相談窓口」による相談受付状況

- ・10月23日(日)から、県瓦工事業組合の協力を得て、中部総合事務所内に相談窓口を設置している。
- ・11月23日(水)までの1ヶ月間で、約320件の相談を受け付けている。
(修繕業者の紹介に関すること:約160件、「り災証明書」に関すること:約50件等)

(3) 県営住宅等の提供状況等

- ・これまで2回にわたり、県営住宅及び県・国省庁職員住宅合計95戸(うち中部55戸)について入居募集を行い、60件の応募に対して44戸を決定(決定後辞退の4戸を除く)している。
- ・現在第3回募集中。(11月28日(月)～12月2日(金)、29戸(うち中部9戸))
- ・このほか、倉吉市が民間賃貸住宅の借り上げを実施することとしており、県も1/2を支援。

(4) 鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業

- ①被災者住宅再建支援補助金:「鳥取県被災者住宅再建支援条例」に基づき、「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を活用し、国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない被災者の住宅再建を支援する。(10月24日(月)に開催した「鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会」において、損害基準判定10%以上20%未満の一部損壊に対する支援を追加。)
- ②被災者住宅修繕支援金:①の補助金の要件を満たさない、被災規模の小さい住宅の修繕を支援する。(損害基準判定10%未満の一部破損)

(単位:千円)

区分	全体事業費	基金繰入金	寄附金	一般財源	市町村負担額
被災者住宅再建支援補助金	1,490,000	1,192,000(8割)	—	149,000(1割)	149,000(1割)
うち11月補正分	1,140,000	912,000(8割)	—	114,000(1割)	114,000(1割)
被災者住宅修繕支援金	360,000	—	360,000	—	—
うち11月補正分	175,000	—	175,000	—	—
合 計	1,850,000	1,192,000	360,000	149,000	149,000
うち11月補正分	1,315,000	912,000	175,000	114,000	114,000

※基金繰入金:鳥取県被災者住宅再建支援基金繰入金

寄 附 金:被災支援として寄附された義援金(ふるさと納税)

<参考:「り災証明書」の申請受付・発行状況(11月24日(木)現在)>

- ・中部市町を含む県内8市町の合計で1次調査の受付件数14,070件に対し、調査済件数13,038件、うち発行数3,419件となっている。
- ・2次調査の受付件数104件に対し、調査済件数2件となっている。(湯梨浜町)

(5) 避難者への旅館宿泊サービス等の提供

- ・鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力いただき、避難所に宿泊している避難者(10月31日(月)現在の名簿登録者)を対象に、宿泊または日帰り入浴サービスの提供を実施中である。
(協力いただいた中部温泉旅館等33施設には、通常よりも低価格でサービスを提供いただき、費用は県が負担する。)

鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について

平成28年11月28日
生活環境部緑豊かな自然課
農林水産部農業振興戦略監畜産課

11月21日に鳥取市気高町において、野鳥（コガモ、オナガガモ）の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことを受け、ホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化した。併せて、養鶏場関係者へ情報提供を行い各施設の状況を確認しており、野鳥・養鶏場いずれも異常は認められていない。11月25日には米子水鳥公園で発見されたコハクチョウの個体からもA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されたため、県内全域において一層の監視体制の強化と養鶏場等の感染防止対策の徹底を図っていく。

1 発生状況の経過

(1) 鳥取市気高町日光池周辺

11月15日	鳥取大学の独自調査により渡り鳥（コガモ、オナガガモ）の糞便を採取
11月21日	鳥取大学の確定検査により高病原性インフルエンザウイルス（H5N6亜型）を検出 環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定 県の関係機関等による対策連絡会議（第1回）を開催
11月23日 ～25日	環境省の野鳥緊急調査チームによる調査を実施し、調査中に回収された死亡野鳥等なし

(2) 米子市彦名新田（米子水鳥公園）

11月20日	死亡した1個体と衰弱した1個体のコハクチョウを回収。簡易検査の結果「陰性」。 21日に検体を国立環境研究所へ発送
11月25日	国立環境研究所の遺伝子検査によりA型鳥インフルエンザを検出。高病原性の確定となる 検査は鳥取大学で実施中であり、結果判明には1週間程度を要する見込み 環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定 米子水鳥公園では一般来園者に一部地域の立ち入りを規制。拡散防止の消毒等を徹底 県の関係機関等による対策連絡会議（第2回）を開催

2 県の対応状況

(1) 野鳥関係

- 11月21日から県内全域において、野鳥の監視パトロールを強化。渡り鳥の飛来地である主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回し、現時点で異常は認められていない。

(2) 家きん関係

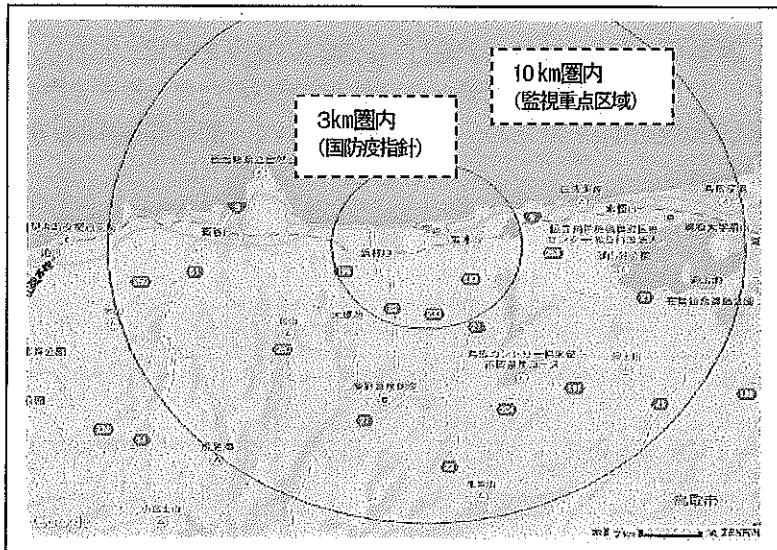
- 11月21日、野鳥の糞便が採取された地点から半径10km以内の家きん100羽以上を飼育する4農場と小学校1校を対象に立入検査を実施し、家きんに異常がないこと及び野鳥の侵入防止対策等が対応済みであることを確認。また、立入検査を実施した4農場以外の県内80農場に対し電話で情報提供及び聞き取りを行い、全農場で異常が無いことを確認した。
- 11月25日にも同様に、コハクチョウ2羽が回収された地点から半径10km以内の3農場に立入検査を実施し異常がないことを確認するとともに、県内全農場に情報提供と注意喚起を実施した。
- 立入検査を実施した上記7農場以外の県内77農場について、11月21日から25日までに野鳥の侵入防止対策等を再点検し不備が無いことと家きんに異常が無いことを確認するとともに、84農場へ消石灰を配布した。
- 農協、飼料会社等県内関係機関には畜産課から、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設には県庁所管課を通じ情報提供と注意喚起を実施した。

3 今後の予定

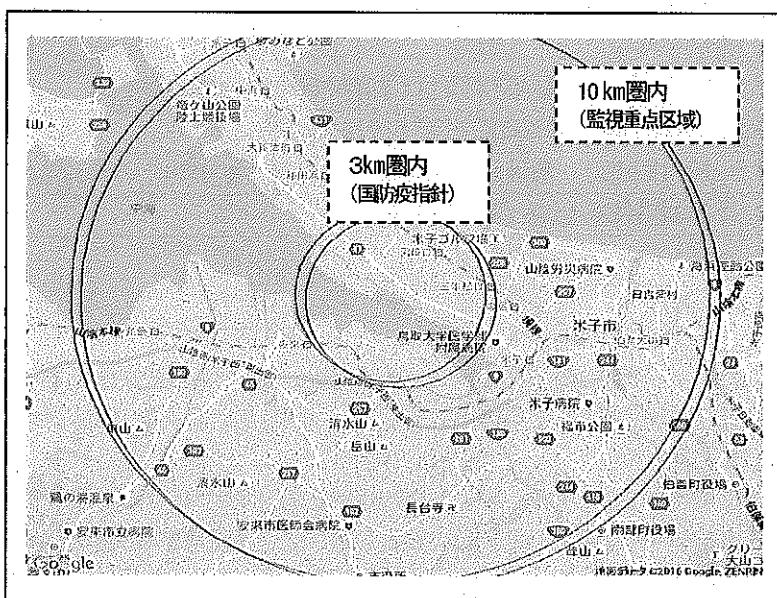
- ・県による野鳥の監視パトロールを引き続き強化して実施する。
- ・野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、畜産関係業者、動物取扱業者、一般県民等への注意喚起を徹底する。

<参考：発生地位置図>

○鳥取市気高町日光池周辺



○米子市彦名新田（米子水鳥公園）



<県民の皆様への注意事項>

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されておりません。また、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、念のため、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。また、感染した野鳥を補食した野生の小動物が感染した事例がありますので、これら小動物に素手で触ることもやめてください。
- ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
- ・死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、最寄りの県生活環境事務所、県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。